

石川県感震ブレーカー設置促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 石川県感震ブレーカー設置促進事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付については、石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 県は、住宅における感震ブレーカーの購入及び設置に要する費用について補助することにより、大規模地震発生時の電気火災の防止及び被害を抑制することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における感震ブレーカーとは、地震発生時に設定値以上の揺れを感知したときに、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具で、次に掲げるものとする。

(1) 分電盤タイプ（内蔵型）

一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007付2）の規定に定める構造及び機能を有するもの

(2) 分電盤タイプ（後付型）

一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007付2）の規定に定める構造及び機能を有するもの

(3) コンセントタイプ

一般財団法人日本消防設備安全センターによる消防防災製品等推奨証の交付を受けているもの

(4) 簡易タイプ

一般財団法人日本消防設備安全センターによる消防防災製品等推奨証の交付を受けているもの

(補助事業の内容)

第4条 県は、感震ブレーカーを購入・設置する者に対し、購入・設置に要する費用の一部を補助する。

(補助対象者)

第5条 補助を受けることができる者は、次に掲げる各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 石川県内の戸建て住宅・共同住宅・長屋（それぞれ賃貸住宅を含む。）に居住し、その住宅のために、感震ブレーカーを購入・設置した者
 - (2) 石川県内に賃貸住宅（戸建て住宅・共同住宅・長屋を含む。）を所有し、その住宅のために、感震ブレーカーを購入・設置した者（石川県外に居住し、かつ石川県内に賃貸住宅を所有している者を含む。なお、原則、全戸に設置した場合に限る。）
- 2 前項に掲げる補助金対象者は、別表 1 に掲げる要件の全てを満たすことを必要とする。

（補助金の額及び対象基（個）数）

第 6 条 本補助金の額は、感震ブレーカーの購入・設置に要した費用の 2 分の 1 に相当する額（この額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、次の各号に掲げる金額とする。

- (1) 分電盤タイプ（内蔵型、後付型） 上限 30,000 円
 - (2) コンセントタイプ、簡易タイプ 上限 3,000 円
- 2 補助金の交付の対象となる感震ブレーカーの基（個）数は、1 戸につき 1 基（個）までとする。

（補助金の交付の申請等）

第 7 条 補助対象者が、本補助金の交付申請をする場合は、補助金交付申請（実績報告）書（様式第 1 号）を、別に定める期限までに、別に定める必要書類を添えて知事に提出しなければならない。

（町内会等の補助金の交付の申請等）

第 8 条 町内会等（分譲マンションの管理組合等）は、町内会等が一括して感震ブレーカーを購入・設置したときは、当該町内会等の構成員を代表して前条の申請等を行うことができる。この場合において、町内会等は、補助金交付申請（実績報告）書（様式第 1 号）に、代表する申請者の氏名が分かる書類を添付するとともに、構成員の名簿を含め、必要なすべての書類を添付しなければならない。

- 2 前項に関する本補助金の振込先は、一括して購入・設置した町内会等の口座とする。

（補助金の交付決定（額の確定））

第 9 条 知事は、第 7 条及び前条の規定による交付申請書等の提出があった場合において、その内容を審査した上で、その交付申請書等の内容が本補助金の

交付の要件に適合すると認めるときは、交付の決定及び交付すべき額を確定し、補助金交付決定（額の確定）通知書（様式第2号）により、当該補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 前条の規定による通知を受けた補助対象者が本補助金の交付を受けようとするときは、補助金精算払請求書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消）

第11条 知事は、補助対象者が次のいずれかに該当したと認められるときは、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽申請等不正事由が発覚したとき
- (2) 本事業に係る県の指示に従わなかったとき
- (3) 交付決定をうけたものが、暴力団員等に該当するに至ったとき
- (4) その他この要綱の規定に違反したとき

（補助金の返還等）

第12条 補助対象者は、知事が前条の規定による取消しをした場合において、知事の命令があったときは、知事が定める期日までに、交付を受けた本補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

（譲渡の禁止）

第13条 補助対象者は、本補助金の交付を受けて設置した感震ブレーカーを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（調査及び指示）

第14条 知事は、本補助金の交付に関し、必要があると認めるときは、補助対象者に対し、本補助金の交付に係る通帳、書類その他必要な物件を調査し、又は現地を調査し、若しくは他機関への確認その他の必要な事項を指示することができる。

（補助事業の経理等）

第15条 補助対象者は、補助事業の費用について全ての証拠書類を備え、補助事業完了の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

(個人情報保護)

第16条 県及びその職員は、本事業を通じ補助対象者に関して得た情報は、石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号）に従って取り扱うものとする。

2 県及びその職員は、本事業の実施にあたって、申請に関する一切の個人情報を、当該情報の提供者から了承を得ることなく、第三者に漏洩し、又は第2条に規定する交付の目的以外の目的に利用してはならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第17条 補助対象者は、別表2に定める暴力団排除に関する誓約事項について本補助金の交付申請前に誓約しなければならず、交付申請（実績報告）書の提出をもってこれに誓約したものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）補助対象者

要件

- (1) 補助金の交付先として社会通念上適切であると認められること。
- (2) 補助金交付申請（実績報告）書の提出時において、全ての県税に未納がないこと。

別表 2（第 17 条関係）暴力団排除に関する誓約

暴力団排除に関する誓約事項

補助対象者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、完了後においては、次の各号のいずれにも該当しないことを誓約しなければならない。また、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、不利益を被ることとなった場合においては、異議は一切申し立てないことを誓約しなければならない。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。